

(仮称)延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例(案)に係る
意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集の対象 (仮称)延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例(案)
- (2) 意見募集の期間 令和元年7月1日(月)から令和元年7月19日(金)まで
- (3) 公表の方法 市のホームページに資料の掲載
市役所、公共施設等で資料の縦覧

2. 結果の概要

- ・意見数(意見提出者数) 9件(6人)
 - 電子メール 3人
 - FAX 1人
 - 郵送 0人
 - 直接持参 2人

3. 意見の内容

受理した意見の内容とそれに対する市の考え方は次のとおりです。なお、意見募集対象の「(仮称)延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例(案)」については、「条例(案)」と表記します。

No.	意見(概要)	市の考え方
【障がい者に関する内容】		
1	難病患者(障害者手帳に該当しない)が条例(案)に明記がないことが残念である。	条例(案)では、第1条の目的に規定したとおり「すべての市民の人権が尊重されるまちづくり」を目指したものであり、特定の人権問題のみならず、条例(案)に具体的に記載がない人権問題を含めた「あらゆる差別」の解消を図るために必要な事項を定めています。 国においては、「障害者基本法」等の関係法令において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」を「障がい」と定義しており、その中に難病等に起因する障がいも含まれていることを明示しています。
2	特定疾患のような難病で苦しんでいる人が規定されていない。 一般の人以上の休息や労働時間の短縮が必要です。そのため、一般企業での就職等で不利益(差別)を受ける可能性が高い。 特定疾患で苦勞している人についても明確に対象に加えていただいて、他の方々同様にサポートしていただきたい。	そのような国の考え方に基づき、条例(案)には「障がい者」を位置付けており、「障がい者」については、障害者手帳の該当にはかかわらず、「障害者基本法」等の関係法令の規定に基づくものであると認識しています。 特定疾患の人へのサポートについては、今後、「延岡市人権教育・啓発推進方針」(平成22年策定、以下「推進方針」という。)の見直しなどの取組を進めていく中で、どのような施策が必要かを具体的に検討していくこととなりますので、ご意見を参考にさせていただきます。

No.	意見（概要）	市の考え方
3	<p>障がいのある方が、公的な施設（例えば学校）で働く場合と民間の作業所で働く場合では、時給が何倍も違う。民間でも公的施設でも同一労働、同一賃金とするための施策が生活自立のためには必要である。</p>	<p>障がい者の就労については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の関係法令に基づき、国・県・市で連携をしながら、実情に応じた支援を行っています。</p> <p>また、県においては、国の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に基づき、障がい者工賃向上計画を策定するなど、障がい者の工賃向上の取組を進めているところです。</p> <p>このような国、県の動きをみながら、今後、推進方針の見直しなどの取組を進めていく中で、どのような施策が必要かを具体的に検討していくこととなりますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
4	<p>国の障がい者施設に対する補助金、交付金が公正に使われているかを監査する機能が十分に働くことが大切である。</p>	<p>本市においては、「社会福祉法」等の関係法令に基づき、障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査を行っています。また、施設の監査実施機関である県等とも連携を図りながら、より効果的な監査の実施しているところですが、ご意見を踏まえ、更なる厳正化に努めていきたいと考えております。</p> <p>このような取組を含め、今後、推進方針の見直しなどの取組を進めていく中で、どのような施策が必要かを具体的に検討していくこととなりますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
5	<p>官公庁（国、県の一部の施設等）にエレベーターがなく車椅子では利用できない。</p>	<p>本市においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等の関係法令の基準に沿って、新庁舎をはじめ公共施設等のバリアフリー化に努めているところです。関係法令の適用以前の既存建物については、建替え等の際にバリアフリー化についても検討していきたいと考えています。</p> <p>あわせて、本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の関係法令に基づき、社会的障壁を除去するための合理的配慮等に取り組んでいるところです。</p> <p>国及び地方公共団体、事業者等においても、関係法令により、合理的配慮の観点から、施設の改善等に努めることになっています。</p> <p>このような取組と併せて、推進方針の見直しなどを進めていく中で、どのような施策が必要かを具体的に検討していくこととなりますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
【性的少数者に関する内容】		
6	<p>性的少数者（LGBTQ）に関する、市民向けの講座が少ないように思う。パンフレット等による啓発があれば良いと思う。市のホームページからダウンロードできれば多くの市民が啓発の手伝いができる。</p>	<p>本市では、これまで、性的少数者をテーマとした人権啓発推進大会や研修会を開催するなど継続的な市民啓発に努めてきているところです。今後ともご意見を参考にしながら、啓発の充実に取り組んでいきたいと思います。</p>
7	<p>あらゆる差別を許さないという立場なら、性的少数者への差別も決して許されない。</p> <p>全国的にもパートナーシップ制度の導入に取り組んでいる自治体が増えてきている。同様に公的書類等の性別欄廃止、公営住宅入居条件の緩和など、各方面で性的少数者の権利を守り拡大しようという動きが始まっている。オリンピック憲章にはあらゆる性的差別の禁止がはっきりとうたわれている。</p> <p>宮崎市では、今年6月1日にパートナーシップ要項を施行し、4組の同性カップルが誕生したと聞いている。</p> <p>当事者たちは、多数派以上の権利を望んでいる訳ではない。全ての人々が平等に扱われることを望んでいる。</p> <p>そのようなことなどから早期の条例制定を要望する。また、本条例（案）に基づいたパートナーシップ制度の早期導入を図っていただきたい。</p>	<p>本条例（案）は第1条の目的にもありますとおり、「すべての市民の人権が尊重されるまちづくり」を目指したものであり、性的少数者を含めた様々な人権問題について「あらゆる差別」の解消を図るために必要な事項を定めています。</p> <p>市民の皆様からの意見募集の結果や「延岡市人権教育・啓発推進懇話会」での委員の皆様からのご意見を踏まえながら、本年度中の条例制定に向けて取組を進めています。</p> <p>また、本市の人権施策の指針となる推進方針を、来年度にかけて見直し進めていく予定です。このような取組の中で、どのような施策が必要なのかを具体的に検討していくこととなります。</p> <p>現在、市独自の公的書類の性別欄廃止に取り組んでいますが、パートナーシップ制度の導入についても、どのような対応が適当か引き続き検討していきます。</p>
【外国人に関する内容】		
8	<p>外国籍者が明記されていないのはなぜなのか。</p>	<p>条例（案）の第1条の目的にあります「あらゆる差別」には、外国人の問題も含まれておりまた、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の成立という重要な動きの中で、本市は条例（案）を検討しているところである中、「延岡市人権教育・啓発推進懇話会」においても条例（案）の第1条に外国人を表記すべきとの意見が出されていますので、外国人についても表記する方向で検討します。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
【全般に関する内容】		
9	<p>条例（案）の第1条では「部落差別をはじめ」という表記になっているが反対である。この表現では、差別解消に序列を作っている印象を強く持った。本当に全てを等しく取り扱うのであれば、五十音順に表記し「～をはじめ」という表現は削除すべきではないか。</p>	<p>条例（案）の第1条に位置付けている、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者をはじめ、その他の人権問題については、いずれも重要な人権問題と考えております。</p> <p>本市では、部落差別（同和問題）をきっかけとして、昭和52年に担当室を組織して以降、人権行政を進めてきており、推進方針を策定するなど、「すべての市民の人権が尊重されるまちづくり」に向けて、継続的な取組を進めています。</p> <p>また、延岡市議会においても「部落差別をはじめとしたいっさいの差別をなくす決議」（平成8年）が採択されています。</p> <p>「部落差別をはじめ」の表現は、部落差別が我が国固有の人権問題であり、これまでの本市の取組の経緯や他の自治体の条例等を踏まえた内容となっています。</p> <p>その他の人権問題については、国の人権教育・啓発に関する基本計画や宮崎県人権教育・啓発推進方針の掲載順に基づき表記しています。</p>

※ この他にも、本件には直接該当しないご意見（延岡市人権教育・啓発推進懇話会や市の施策等に対するご意見）の提出もありましたので、今後の取組の参考にさせていただきます。

※ 延岡市人権教育・啓発推進懇話会について

延岡市人権教育・推進懇話会は、本年5月に設置し、各人権問題の関係者をはじめ、関係団体や行政機関、公募委員など25名の委員で構成されています。

今回の条例（案）については、3回の懇話会を開催してご意見をお聴きしながら進めています。